

お知らせ

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物（第一種酸化性固体）に追加されます（平成24年7月1日施行）

「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の一部が改正され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」（以下「過炭酸ナトリウム」といいます。）が、消防法上の第一類の危険物に追加されました。過炭酸ナトリウムは、酸素系の漂白剤として広く一般に流通しており、貯蔵又は取扱う数量によっては、消防法に基づく市町村長等の許可又は石狩北部地区消防事務組合火災予防条例に基づく少量危険物貯蔵取扱いの届出等が必要となります。

過炭酸ナトリウムについて

一般的には、「過炭酸ナトリウム」、「過炭酸ソーダ」、「酸素系漂白剤」と呼ばれています。これらを主成分とする商品は、スーパーやホームセンター、薬局などで販売されており、次のような商品の一部が該当します。

漂白剤
除菌剤
消臭剤
食器洗い乾燥機用洗浄剤
パイプクリーナー
洗濯槽クリーナー

※ 代表的な商品を示しましたが、同じ用途の商品であっても過炭酸ナトリウムを主成分とするものとしなないものがあります。

貯蔵・取扱いについて

危険物は、貯蔵又は取扱う数量により、消防法若しくは石狩北部地区消防事務組合火災予防条例に定める基準に従わなければなりません。過炭酸ナトリウムは、第一類の危険物に追加されましたが、その形状が粉末状、顆粒状、フレーク状などによって、性質が異なる可能性があるため、危険物に該当するかどうか、下記のいずれの性質を有するかは、製造メーカーに確認していただく必要があります。また、次のとおり性質ごとに規制を受ける基準となる数量（指定数量）が異なります。

性質ごとの指定数量

性質	指定数量	規制の概要
第一種酸化性固体	50 キログラム	50 キログラム以上を貯蔵又は取扱う場合は、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。 10 キログラム以上 50 キログラム未満貯蔵又は取扱う場合には、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例に基づく届出が必要。
第二種酸化性固体	300 キログラム	300 キログラム以上を貯蔵又は取扱う場合は、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。 60 キログラム以上 300 キログラム未満貯蔵又は取扱う場合には、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例に基づく届出が必要。
第三種酸化性固体	1,000 キログラム	1,000 キログラム以上を貯蔵又は取扱う場合は、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。 200 キログラム以上 1,000 キログラム未満貯蔵又は取扱う場合には、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例に基づく届出が必要。

※ 石狩北部地区消防事務組合火災予防条例により規制を受ける数量は、指定数量の5分の1以上指定数量未満です。

施行日について

平成24年7月1日（施行日）から規制を受けることとなります。ただし、経過措置があります。

- 1 過炭酸ナトリウムが危険物に追加されることに伴い、新たに消防法に基づく市町村長等の許可を受けなければならない施設（以下「新規施設」といいます。）は、平成24年12月31日までに許可を受けなければなりません。また、平成24年7月1日現在、既に許可を受けている危険物施設（以下「既存施設」といいます。）については、位置、構造及び設備の変更に係る許可を受ける必要がある場合も、平成24年12月31日までに変更の許可を受けなければなりません。
- 2 既存施設のうち、当該改正により品名、数量及び倍数が変更となる危険物施設は、平成24年9月30日までに「品名、数量、倍数変更届出」を行わなければならない。
- 3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の数量を貯蔵又は取扱う施設についても、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例に規定する位置、構造及び設備の基準等の規制を受けたり、届出等の手続きを必要とする場合があります。

※ 上記のほかにも、経過措置が定められているものもありますので、詳細につきましては、各消防署へお問い合わせください。